

平成二十年四月十日提出
質問第二八七号

後期高齢者医療制度の被保険者証等に関する質問主意書

提出者
山井和則

後期高齢者医療制度の被保険者証等に関する質問主意書

後期高齢者医療制度は、平成二十年四月一日に施行されたが、被保険者証や月額保険料等で問題を起こしており、高齢者を大きな不安に陥れている。この後期高齢者医療制度について、以下のとおり質問する。

一 後期高齢者医療制度施行日時時点で、被保険者証が高齢者本人の手元に届いていない（以下「未達」と言う。）のは全国で何件か。

二 被保険者証の未達の原因は何か。

三 被保険者証が未達の状態では医療受診が必要となった場合、受診に係る費用は、一旦、高齢者本人が全額（十割）を負担しなければならないのか。そうでない場合、具体的にどのようなようにして一割負担で対応するのか。

四 政府は、平成二十年四月四日に開催された第一回「長寿医療制度」実施本部の会議において、月額保険料は安くなると発表している（資料3「長寿医療制度（後期高齢者医療制度）について」）が、後期高齢者医療制度の月額保険料が下がるのは被保険者全体の何割と推計しているか。

五 また、月額保険料の平均が安くなるということが正しいとするなら、過半数の被保険者の月額保険料が

上がらない、すなわち、過半数の被保険者の月額保険料が下がると理解してよいか。

六 東京都の場合、従来の国民健康保険と比較し、月額保険料が上がる被保険者と下がる被保険者、どちらが多いと推計しているか。

七 同じく東京都の場合、月額保険料が上がる被保険者が多いと聞いているが、実際のところ、月額保険料の上がる被保険者と下がる被保険者、どちらが多いか。

右質問する。